空飛ぶクルマの社会実装に向けた制度整備

(航空法施行規則の一部を改正する省令(令和5年11月30日公布)、バーティポート整備指針(令和5年12月1日策定) 等)

規制改革の内容

措置前

「空飛ぶクルマ」は、次世代の空の移動手段として現在開発が進む新たなモビリティであり、「空飛ぶクルマ」の特徴である「垂直離着陸」、「電動化」等を想定していない、従来の法制度では対応できない



措置内容

「空飛ぶクルマ」の特徴を踏まえ、機体の安全性、操縦者、運航安全及び離着陸場等に関する制度を整備



効果

大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の2地点間運航の実現・将来的な「空飛ぶクルマ」の運航拡大による都市や地方における課題の解決

規制改革の概要

○大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の2地点 間運航の実現に向けて、必要な制度を整備。



空飛ぶクルマ イメージ

コンルマート 出曲・経済産業省F

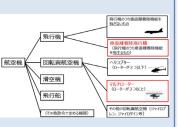
主な制度整備の内容

【機体の安全性、操縦者、運航安全に関する制度整備】

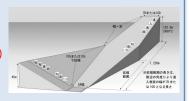
- → **航空法施行規則の改正** (令和5年11月30日)
- 空飛ぶクルマを航空法上の「垂直離着陸飛行機」、「マルチローター」に位置づけ。
- ・ 航空法上の「燃料」に「電気エネルギー」、「発動機」に「電 動機」を含むと整理。
- 機体の安全性基準、騒音基準、排出物基準を規定。
- 操縦者の技能証明取得に必要な飛行経歴、試験科目 を規定。
- 空飛ぶクルマの飛行距離等を踏まえた燃料の量を規定。

【離着陸場に関する制度整備】

- → **バーティポート整備指針を策定** (令和5年12月1日)
- 国際基準に整合した国内基準が整備されるまでの 暫定指針として、空飛ぶクルマの離着陸場(バーティポート)の施設や制限表面等に関する基本的な考え方や留 意事項を規定。



航空機の種類(体系図)



空飛ぶクルマの離着陸場の制限表面

出典:バーティポート整備指針